

労働組合法制定要求に関する件

山 理

團結層の法的確認は、今日我々の最低要求である、此の労働階級の最低の要求すら確認すること出来得ずして産業協力も、
 国家産業の發展も期し得らるるものではない。
 日本政府は本年度國際労働總會に於て、我が労働代表より「団体権確認の決議案」が上提されるや、これに賛成の投票をし
 ている。即ち国家産業の健全なる發展に先ず労働階級の團結確認こそ緊要なる條件であることを現實の問題として承認して
 居るのである。故に政府は従來の如き労働立法に對する資本家の一方的な利己心より反對を一蹴し、速かに労働組合法制定を
 期せん事を要求する。

實行方法

友誼団体と協力し政府に向つて猛進勇を期す。
 其他新役員に一任

規約改正の件

昭和十年十月二十八日印刷
 編輯 葉登久次 加藤良左衛門
 印刷所 福岡縣八幡市登久次町
 印刷所 福岡縣八幡市登久次町
 印刷所 福岡縣八幡市登久次町

【品 賣 非】